

第91回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 東京都港区芝浦四丁目6番14号（NC芝浦ビル）
当社1階会議室

新型コロナウイルス（COVID-19）に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、株主さまの安全確保および感染拡大防止のために、株主さまには、本年は極力ご来場をお控えいただき、可能な限り書面または電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。株主総会へのご出席に際しましては、ご自身のご体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

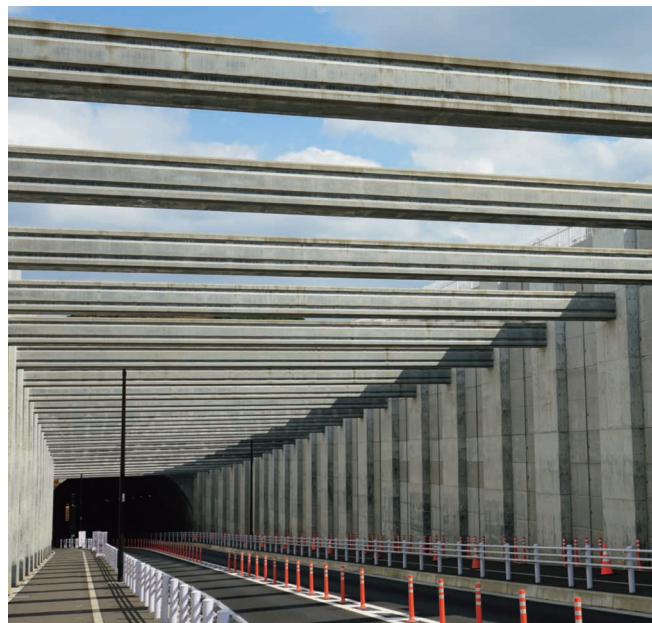
なお、株主総会にご出席の株主さまへの記念品（お土産）のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

目次

株主のみなさまへ	2
第91回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	35
連結計算書類	57
計算書類	60
監査報告書	63
（ご参考）	
トピックス	68
会社情報／株式情報	69

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件



日本コンクリート工業株式会社

証券コード：5269

経営理念

日コングループは

**「コンクリートを通して、安心・安全で
豊かな社会づくりに貢献する」**

ために存在します

私たちのこだわり（行動理念）

私たちは

1. お客様を大切にし、社員の働き甲斐と幸せの実現を目指します
2. コンクリートでお客様に感動を与える高い技術力を保持し、品質至上を目指します
3. 適正利潤を確保し、企業価値を高め、株主の信頼と社員の幸福を目指します
4. 私たち社員は
 - ・熱きチャレンジの心を持っております
 - ・常に自己革新を目指します
 - ・失敗を責めず、失敗から学びます
 - ・社内外での挨拶を励行します



表紙の写真

PC-壁体（梁使用例）

東京都稲城市の道路造成工事において梁（はり）として採用されたPC-壁体です。PC-壁体は当社独自の製品であり、主に道路擁壁、河川・港湾護岸の改修や調整池の側壁等社会インフラの維持に使われていますが、この梁としての使用例のように用途拡大による更なる拡販にも取り組んでいます。

株主のみなさまへ

グループ経営の推進による競争力強化と事業拡大で、 企業価値を高め、持続的成長を目指します。

株主のみなさまには、日頃より日本コンクリート工業グループにご支援、ご高配を賜り心より御礼申し上げます。当社第91回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当事業年度（2021年度）は新たな中期経営計画である2021年中期経営計画を策定し、心機一転、3年間のスタートを迎えた年でありました。本計画では経営理念である「コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献する」のもと、「グループ経営の推進による競争力強化と事業拡大で、国土強靱化と地球環境に貢献する」を中期経営方針と定めており、昨年12月に制定しましたサステナビリティ基本方針とあわせて重点施策を推進し、計画最終年度の目標に向けて着実に取り組んでまいります。

2021年度の状況としましては、東北ポール株式会社を当社グループに迎え、携帯電話基地局向けポールの順調な出荷やリニア中央新幹線向けRCセグメントの生産開始がありましたが、競争の激化による基礎事業の低迷に加えて、各事業において原材料・エネルギーコスト高騰の影響を受けるなど大変厳しい事業運営となり、当事業年度の売上高は473億76百万円（前期比3.1%減）、営業利益は12億28百万円（前期比55.3%減）、経常利益は15億55百万円（前期比51.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億76百万円（前期比53.2%減）となり、期初の収益計画に未達となりました。なお、配当金につきましては、期末配当金1株につき4円50銭とし、中間配当金4円50銭とあわせ、昨年と同額の年間9円とさせていただきます。

足元、急激な円安、原材料価格の高騰、ウクライナ情勢等、不透明感が強くなっておりませんが、原価上昇への対応を進め、営業力強化に取り組むことで、2021年中期経営計画最終年度である2023年度の売上高640億円、経常利益42億円等の達成を目指しております。また、環境関連事業への注力等、当社グループの更なる成長に努め2030年度での売上高1,000億円、経常利益100億円を目標に引き続き尽力してまいります。

当社グループは、今後も社会インフラ強靱化の一翼を担い、環境負荷を低減させる技術と商品群を提供することで社会貢献するとともに、当社グループのシナジーを発揮し、持続的成長による企業価値向上に引き続き取り組んでまいり所存でありますので、株主のみなさまにおかれましては、当社グループの事業活動にご理解を賜り、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月



代表取締役会長
網谷 勝彦

代表取締役社長
塚本 博

証券コード5269
2022年6月13日

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目6番14号
日本コンクリート工業株式会社
代表取締役会長 網谷勝彦

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力ご来場をお控えいただき、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝浦四丁目6番14号（NC芝浦ビル）
当社1階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第91期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第91期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ncic.co.jp/>) に掲載しておりますので、本「招集ご通知」には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」なお、本招集ご通知に記載しております連結計算書類および計算書類は会計監査人が会計監査報告を、事業報告、連結計算書類および計算書類は監査役が監査報告を作成するに際して、監査をした書類の一部です。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時15分到着分まで



インターネット等により議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

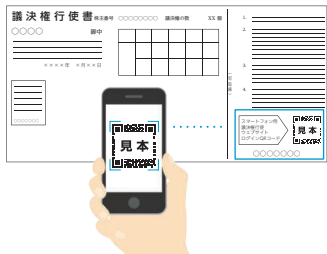
書面(郵送)及びインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

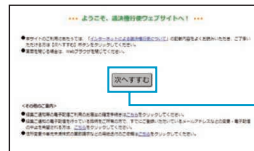
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

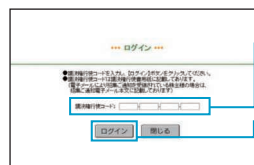
議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

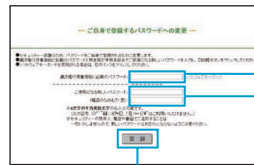
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①当社商号の英文表記につき、一部字句の整理をすべく変更をするものであります（現行定款第1条）。
- ②中長期的な事業戦略にあわせて、事業目的の追加をするものであります（現行定款第2条）。
- ③「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。
 - (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります（変更案第15条第1項）。
 - (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります（変更案第15条第2項）。
 - (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります（現行定款第15条）。
 - (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ④会社法改正により「会社法の項数」を修正するものであります（現行定款第37条第3項）。

2. 変更案

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 本会社は、日本コンクリート工業株式会社と称する。 (英文では、NIPPON CONCRETE INDUSTRIES CO., LTD.と表示する)	(商号) 第1条 本会社は、日本コンクリート工業株式会社と称する。 (英文では、NIPPON CONCRETE INDUSTRIES CO., LTD.と表示する)
(目的) 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. <条文省略> 2. 建築物、構築物の設計、監理及び工事請負 3. ～6. <条文省略> 7. リサイクル製品、建設用資材、薬品の販売 8. ～12. <条文省略> 	(目的) 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. <現行どおり> 2. 建築物、構築物の設計、監理、<u>工事請負</u>、<u>調査診断及び補修</u> 3. ～6. <現行どおり> 7. <u>環境関連技術製品</u>、建設用資材、薬品の販売 8. ～12. <現行どおり>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p> <p>(選任)</p> <p>第37条 <条文省略></p> <p>2. <条文省略></p> <p>3. 会社法第329条第2項の監査役補欠者選任の効力は、株主総会において別段の決議がされた場合を除き、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催される時までとする。</p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(選任)</p> <p>第37条 <現行どおり></p> <p>2. <現行どおり></p> <p>3. 会社法第329条第3項の監査役補欠者選任の効力は、株主総会において別段の決議がされた場合を除き、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催される時までとする。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため、新任取締役候補者3名および新任社外取締役候補者1名を含めました取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。



取締役候補者の指名にあたっては取締役会の諮問に基づき、公正性・透明性を確保するため、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外役員で構成する任意の指名委員会が審議し、承認した指名案を取締役会へ答申し、取締役会の決議をもって決定しております。


取締役候補者は次のとおりであります。


候補者番号		氏 名				現在の当社における地位および担当	
1	再任	つか 塚	もと 本	ひろし 博		代表取締役社長執行役員、 経営全般の業務執行、 営業統括本部長、取締役会議長、 報酬委員	
2	新任	いま 今	い 井	やす 康	とも 友	常務執行役員、 営業（ポール関連事業）担当、 ポール営業管理部長	
3	再任	こ 小	でら 寺	みつる 満		取締役執行役員、本部（技術開発）担当、 営業（環境・エネルギー事業、海外事業） 担当、海外事業部長	
4	新任	すぎ 相	た 田	よし 宜	ひこ 彦	執行役員、本部（経営管理）担当	
5	新任	かく 角	がら 柄	あき 明	ひこ 彦	執行役員、 営業（基礎事業、工事営業）担当	
6	再任	あみ 網	や 谷	かつ 勝	ひこ 彦	代表取締役会長執行役員、 経営全般の業務執行監督、 指名委員、報酬委員	
7	再任	ま 間	づか 塚	みち 道	よし 義	社外取締役 独立役員	取締役、指名委員長、 報酬委員
8	再任	いし 石	ざき 寄	のぶ 信	のり 憲	社外取締役 独立役員	取締役、報酬委員
9	新任	まつ 松	もと 本	たけ 武	のり 徳	社外取締役 独立役員	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
1 再任	 つかもと ひろし 塚本 博 (1965年2月15日)	1988年4月 当社入社 2011年6月 NC東日本コンクリート工業株式会社代表取締役社長 2014年7月 当社生産管理部長 2015年6月 当社執行役員生産管理部長 2016年6月 当社執行役員 2020年6月 当社取締役専務執行役員 九州高圧コンクリート工業株式会社取締役（現在） 2021年6月 当社代表取締役社長執行役員（現在）	35,000株
取締役候補者とした理由 入社以来生産管理・生産工場運営に携わり、執行役員就任後は生産管理全般の責任者として生産性向上等に取り組む、更に取締役就任後は経営管理全般の責任者を兼務し、代表取締役を補佐してまいりました。代表取締役社長就任後は当社グループの経営理念の実践を通じて持続的成長および企業価値の向上に取り組んでおり、当社グループの経営の牽引者として引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2 新任	 いま い やす とも 今井 康友 (1958年8月4日)	1981年4月 東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）入社 2003年10月 同社埼玉支店設備部長 2005年7月 同社埼玉支店熊谷支社長 2012年6月 同社東京支店銀座支社長 2015年7月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役執行役員 2017年6月 当社常務執行役員（現在） 2018年6月 東海コンクリート工業株式会社取締役（現在）	52,760株
取締役候補者とした理由 電力会社において配電部門に勤務し当社の主力製品であるポール等への知見は深く、また管理部門での勤務を経験しております。当社では執行役員として長くポール関連事業を担当するなど、当社の企業価値の向上および持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験および高い倫理観を有していると判断し、取締役の選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
<p>3</p> <p>再任</p>	 <p>こ 寺 満 こ 寺 満 (1966年7月17日)</p>	<p>1992年4月 当社入社 2010年6月 当社技術開発第三部長 2013年6月 NC関東パイル製造株式会社代表取締役社長 2015年6月 当社執行役員技術開発部長 日本海コンクリート工業株式会社取締役（現在） 2020年6月 当社取締役執行役員技術開発部長 NC鋼材株式会社代表取締役社長（現在） 2021年6月 当社取締役執行役員（現在） (重要な兼職の状況) NC鋼材株式会社代表取締役社長</p>	<p>18,800株</p>
<p>取締役候補者とした理由</p>			
<p>製品・工法の技術開発に関する深い知見を有しており、技術開発部門を担当し、新製品・新工法の開発へ積極的に取り組んでおります。また、環境・エネルギー事業、海外事業も担当し新規事業の推進にも取り組んでおり、当社の企業価値向上および持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験および高い倫理観を有していると判断し、引き続き取締役の選任をお願いするものであります。</p>			
<p>4</p> <p>新任</p>	 <p>すぎ 田 宣 彦 すぎ 田 宣 彦 (1958年9月9日)</p>	<p>1983年4月 三井情報開発株式会社（現三井情報株式会社）入社 1991年6月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入社 2006年4月 みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 取締役総務部長 2007年9月 株式会社加ト吉（現テーブルマーク株式会社）常務執行役員 2008年6月 同社取締役常務執行役員 2011年6月 同社常任監査役 2014年4月 聖光会グループ理事本部局長 2019年6月 当社執行役員（現在）</p>	<p>2,900株</p>
<p>取締役候補者とした理由</p>			
<p>金融機関での長い経験を有し、また事業会社の役員を歴任しており、当社入社後は執行役員として経営管理部門を担当し経営計画の策定等に取り組むなど、当社の企業価値の向上および持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験および高い倫理観を有していると判断し、取締役の選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
5 新任	 かく がら あき ひこ 角 柄 明 彦 (1959年11月2日)	1982年 4月 住友商事株式会社入社 2000年 4月 台湾住友商事株式会社生活物資部長 2009年 4月 住友商事株式会社生活資材本部セメント部長 2015年 6月 三井住商建材株式会社（現SMB建材株式会社） 代表取締役副社長 2017年 6月 同社代表取締役社長 2021年 6月 当社執行役員（現在）	0株
取締役候補者とした理由 総合商社における国内外での建築資材等の営業および企業経営者としての経験を有し、当社入社後は基礎事業の進展に取り組むなど、当社の企業価値の向上および持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験および高い倫理観を有していると判断し、取締役の選任をお願いするものであります。			
6 再任	 あみ や かつ ひこ 網 谷 勝 彦 (1943年8月23日)	1968年 4月 当社入社 1997年 6月 当社社長室長 1998年 6月 当社取締役 2001年 6月 当社常務取締役 2005年 6月 当社専務取締役 2006年 6月 当社代表取締役社長 2007年 6月 当社代表取締役社長執行役員 2015年 6月 当社代表取締役会長兼CEO 2018年 6月 当社取締役会長 北海道コンクリート工業株式会社取締役（現在） 2019年 6月 当社代表取締役会長 2020年 6月 当社代表取締役会長兼社長執行役員 2021年 6月 当社代表取締役会長執行役員（現在） 東北ポール株式会社取締役（現在）	246,700株
取締役候補者とした理由 入社以来経営管理部門に携わり、1998年に取締役に就任以降、代表取締役社長、代表取締役会長兼CEOを務めるなど、長く経営の監督を適切に行っております。現在は代表取締役会長を務め、コーポレートガバナンスに注力するなど、企業理念の実践を通じて持続的な企業価値の向上を図っており、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
7 再任	 <p>ま つか みち よし 間 塚 道 義 (1943年10月17日)</p> <p>社外取締役 独立役員</p>	<p>1968年 4月 富士通ファコム株式会社入社 1971年 4月 富士通株式会社に転籍 2001年 6月 同社取締役兼東日本営業本部長 2005年 6月 同社取締役専務 2006年 6月 同社代表取締役副社長 2008年 6月 同社代表取締役会長 2009年 9月 同社代表取締役会長兼社長 2014年 6月 同社取締役相談役 2015年 6月 当社取締役 (現在) 2016年 6月 富士通株式会社相談役 株式会社アマダホールディングス (現株式会社アマダ) 社外取締役 (現在) 2018年 4月 富士通株式会社シニアアドバイザー 2018年 6月 月島機械株式会社社外取締役 (現在)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社アマダ社外取締役 月島機械株式会社社外取締役</p>	29,100株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 富士通株式会社代表取締役会長、社長を経験されるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から経営全般に関し適切な助言が期待でき、コーポレートガバナンスの一層の充実が図られると判断し、引き続き社外取締役の選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
<p>8 再任</p>	 <p>いし ざき のぶ のり 石 崎 信 憲 (1948年7月16日)</p> <p>社外取締役 独立役員</p>	<p>1978年3月 司法修習終了(第30期) 1978年4月 高井伸夫法律事務所入所 1984年8月 石崎信憲法律事務所代表 1996年6月 経営法曹会議常任幹事(現在) 2002年1月 司法制度改革推進本部労働検討会委員 2002年10月 日弁連労働法制委員会副委員長 2011年4月 石崎・山中総合法律事務所代表弁護士(現在) 2017年6月 当社取締役(現在)</p> <p>(重要な兼職の状況) 石崎・山中総合法律事務所代表弁護士</p>	<p>17,400株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 労働法のエキスパートとして活躍されるなど、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から「働き方改革」などの経営課題を始めとして、経営全般に対する適切な提言と監督が期待でき、コーポレートガバナンスの一層の充実が図られると判断し、引き続き社外取締役の選任をお願いするものであります。</p>			
<p>9 新任</p>	 <p>まつ もと たけ のり 松 本 武 徳 (1944年2月5日)</p> <p>社外取締役 独立役員</p>	<p>1968年4月 運輸省(現国土交通省)入省 1994年1月 大阪航空局関西国際空港長(初代) 1995年8月 大阪航空局長 1996年6月 航空局技術部長 2000年6月 株式会社日本エアシステム取締役 2003年6月 株式会社日本航空代表取締役専務 2006年6月 株式会社JAL航空機整備成田取締役会長 2014年8月 株式会社せとうちSEAPLANES代表取締役副社長 2017年1月 同社代表取締役社長 2019年9月 第百商事株式会社特別顧問(現在) 2020年11月 日本ドローン機構株式会社特別顧問(現在)</p>	<p>0株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 行政官として要職を歴任し、事業会社の代表取締役を経験されるなど、公職および企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から経営全般に関し適切な助言が期待でき、コーポレートガバナンスの一層の充実が図られると判断し、社外取締役の選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 現在、当社の取締役である候補者の当社における地位および担当は、9頁の参考書類取締役候補者一覧および45頁の事業報告「4.会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 間塚道義、石寄信憲、松本武徳の3氏は社外取締役候補者であります。
4. 間塚道義、石寄信憲の2氏は現在当社の社外取締役であり、2氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって間塚道義氏が7年、石寄信憲氏が5年であります。
5. 間塚道義、石寄信憲の2氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、松本武徳氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
- なお、当社は東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は独立性を有しないと判断しており、3氏は各要件のいずれにも該当しておりません。
- (1) 現在において、以下のいずれかに該当する者
- ① 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）またはその業務執行者
 - ② 当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結売上高の3%を超える取引先またはその業務執行者
 - ③ 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結売上高の3%を超える取引先またはその業務執行者
 - ④ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者
 - ⑤ 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員等である者
 - ⑥ 当社から、直近事業年度において1,000万円を超えた寄付を受けている者またはその業務執行者
 - ⑦ 弁護士、公認会計士、税理士またはその他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から、直近事業年度において1,000万円を超えた金銭その他の財産上の利益を得ている者またはその業務執行者
- (2) 過去3年間のいずれかの時点において、上記(1) ①~⑦のいずれかに該当している者
6. 当社は、間塚道義、石寄信憲の2氏との間で会社法第427条第1項および当社定款に基づき、責任限定契約を締結しており、同契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。2氏の再任が承認された場合、当社は2氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、松本武徳氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

【ご参考】株主総会後の取締役会および監査役会のスキルマトリックス（予定）

	役職		企業経営	国際	技術・生産	事業・営業	財務会計	法務 リスク コンプライ アンス	経営管理 DX/ITC サステナ ビリティ
取締役	塚本 博	代表取締役社長執行役員	●		●	●			●
	今井 康友	取締役常務執行役員	●		●	●			●
	小寺 満	取締役執行役員	●	●	●	●			
	梶田 宜彦	取締役執行役員	●	●		●	●		
	角柄 明彦	取締役執行役員	●	●		●		●	
	網谷 勝彦	取締役シニアアドバイザー 執行役員	●			●		●	●
	間塚 道義	取締役	独立 社外	●	●		●		●
	石寄 信憲	取締役	独立 社外	●				●	●
監査役	松本 武徳	取締役	独立 社外	●	●	●		●	
	井上 敏克	常任監査役		●		●	●		●
	安藤 まこと	監査役	独立 社外				●		●
	西村 俊英	監査役	社外	●		●	●		●

(注) 各取締役・監査役に特に期待する分野を、最大4つまで記載しております。
上記一覧表は、各取締役・監査役の有するすべての専門性や経験を表すものではありません。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人として東陽監査法人の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

1. 東陽監査法人を会計監査人候補者とした理由

当社の会計監査人は有限責任監査法人トーマツが36年超の長年にわたり受任してきましたが、近年は監査報酬が増加傾向にあること等から、当社の事業特性および事業規模を踏まえ、新たな会計監査人を選任すべく検討を進めてまいりました。専門性、独立性、品質管理および海外ネットワーク等を総合的に検討した結果、東陽監査法人は会計監査を適正・的確に行う体制を備えており、会計監査人として適任と判断したためであります。

2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次の通りです。

名称	東陽監査法人
主たる事務所所在地	東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル6階
沿革	1971年1月 監査法人日東監査事務所を設立 1981年11月 虎ノ門共同事務所との統合を機に、 東陽監査法人に名称を変更 2005年1月 監査法人西村会計事務所と合併 2006年10月 東都監査法人と合併 2018年7月 Crowe Globalへ加入
概要	出資金 306百万円 (2022年3月末現在) 構成人員 代表社員 8名 社員 58名 公認会計士 206名 新試験合格者 68名 その他の専門職員 26名 事務職員 24名 合計 390名

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2019年6月27日開催の第88回定時株主総会において、株主のみなさまからのご承認を受け、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を継続しており、その有効期間は2022年6月29日開催予定の第91期事業年度にかかる当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

当社では、本プランの失効に先立ち、2022年5月30日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主のみなさまのご承認を条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口（2））として、下記のとおり本プランを継続することを決定いたしました。

つきましては、下記のとおり、本プランを継続し、当社定款第16条第2項の規定に基づく当社取締役会への委任を行うことにつき、本議案のご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1)当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転をともなう買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値の源泉は、①コンクリートポールのリーディングカンパニーとして長年にわたり蓄積した、コンクリート製品や生産設備、環境関連技術に関する総合的な技術力、製造・施工技術やノウハウ、②上記①の技術力等により裏打ちされた、高品質の製品・施工の安定的な供給力、③当社グループおよび当社の製造技術・施工技術の供与先で構成するNCグループにおいて構築された全国的な製造・販売のネットワーク、④仕入先・販売先をはじめとするあらゆる取引先との間に長年にわたり築かれてきた強固な信頼関係、ならびに⑤上記①および②の技術力を支え、向上させる経験、ノウハウを有する従業員の存在にあると考えております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2)本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案したり、あるいは株主のみなさまがかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本プランを継続することといたしました。

なお、現時点において、特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。また2022年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況（2022年3月31日現在）」のとおりです。

2. 提案の内容

(1)本プランの発動にかかる手続

(a)対象となる買付等

本プランは、下記①または②に該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案¹（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ①当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付その他の取得
- ②当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷およびその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

買付等を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b)意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）および当該署名または記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c)買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下、「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下、「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会は、当社取締役会の決議に基づいて設置されます。独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2

「独立委員会規則の概要」、本プラン継続当初の独立委員会の委員の略歴等については、別紙3「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。)に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ①買付者等およびそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者および買付者を被支配法人等¹⁰とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）¹¹
 - ②買付等の目的、方法および具体的内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）
 - ③買付等の価額およびその算定根拠（算定の基礎となる事実・過程、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等による一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジー内容を含みます。）
 - ④買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意および買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
 - ⑤買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑥買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
 - ⑦買付等の後における当社グループの株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客その他の当社グループにかかる利害関係者に対する対応方針
 - ⑧買付者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性のある場合における当該利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑨反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑩その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d)買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ①当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定め

た上、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。)およびその根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

②独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等および(当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には)当社取締役会からの情報等(追加的に提供を要求したものも含みます。)を受領してから原則として最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います(以下、かかる独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。)。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとし、

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとし、買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

(e)独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとし、

①本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由(以下、「発動事由」と総称します。)に該当すると判断した場合、引き続き買付者等よりの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権(その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、買付等について下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2(以下、「発動事由その2」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日の前々営

業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i)当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii)当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

②本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f)株主総会の招集／取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記の(g)に基づき株主総会が開催された場合には、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施または不実施についての決定を行うものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施してはならない旨の勧告をした場合または株主総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当てを実施しません。

(g)株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、

独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主のみなさまの意思を確認することができるものとします。

(h)情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、ならびに独立委員会検討期間が開始した事実および独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議（株主総会の招集に関する決議を含みます。）の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2)本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動にかかる手続」(e)に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合

(a)下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ①株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b)強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c)買付等の経済的条件（対価の種類・価額、対価の支払時期・支払方法を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (d)買付者等の提案（買付等の経済的条件のほか、買付等の適法性・実現可能性、買付等後の経営方針または事業計画、買付等後における当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客等の当社にかかる利害関係者に対する対応方針等を含みます。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社事業にかかる総合的な技術力、高品質の製品・施工の安定的供給力、グループ間のネットワークおよび取引先等との強固な信頼関係の維持・向上に重大な支障をきたす等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれのある買付等である場合

(3)本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a)本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b)割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c)本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d)本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f)本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g)本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者¹²、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者¹³、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者¹⁴（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「不適格者」と総称します。）は、一定の例外事由¹⁵が存在する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h)本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i)当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j)合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k)新株予約権証券の発行

本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しません。

(l)その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4)本プランの継続手続

本プランの継続については、当社定款第16条第2項の規定に基づき、本定時株主総会において本プランに記載した条件に従った本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任する旨の議案を付議し、株主のみなさまのご承認をいただくことを条件とします。

(5)本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合または当社株主総会もしくは当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規

程等の新設または改廃が行われ、かかる新設もしくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2022年5月30日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとしします。

- (注) 1. 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
6. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。
9. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
10. 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
11. 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
12. 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。
13. 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。
14. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
15. 具体的には(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下、「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

以上

別紙 1

当社の大株主の状況（2022年3月31日現在）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本製鉄株式会社	6,940	12.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,861	10.52
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	3,634	6.52
日コン取引先持株会	2,811	5.04
日本電設工業株式会社	2,008	3.60
太平洋セメント株式会社	1,500	2.69
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,333	2.39
株式会社みずほ銀行	1,000	1.79
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	946	1.70
株式会社三菱UFJ銀行	930	1.67

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式2,091,037株を控除して計算、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 役員報酬BIP信託（139,497株）および株式付与ESOP信託（110,310株）が保有する当社株式は、上記自己株式には含めておりません。
3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより2021年7月6日付で提出された変更報告書の訂正報告書により、当該訂正後の2020年3月9日時点の報告（2022年3月31日以前の直近の報告）によれば、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の4社合計で当社株式3,627千株（提出時点における持株比率6.51%（自己株式を除く））を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当期末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決定を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合は、当該決議に依る。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との協議・交渉
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討

- ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑧ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
 - ⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員略歴

石 寄 信 憲 (いしざき のぶのり)

1948年 7月16日生まれ

1978年 3月 司法修習終了 (第30期)

1978年 4月 高井伸夫法律事務所入所

1984年 8月 石寄信憲法律事務所開設

1996年 6月 経営法曹会議常任幹事 (現在)

2002年 1月 司法制度改革推進本部労働検討会委員

2002年10月 日弁連労働法制委員会副委員長

2011年 4月 石寄・山中総合法律事務所代表弁護士 (現在)

2017年 6月 当社取締役 (現在)

石寄信憲氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役 (非常勤) であります。

安 藤 まこと (あんどう まこと)

1959年10月8日生まれ

1984年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所

1988年12月 KPMG Peat Marwick New York Office入社

1991年 4月 櫻井会計士事務所入所

1994年 4月 警視庁入庁

2002年 4月 安藤税務会計事務所 (現響税理士法人) 入所 (現在)

安藤公認会計士共同事務所入所 (現在)

2007年 6月 インヴァスト証券株式会社 (現インヴァスト株式会社) 社外監査役

2013年 6月 当社監査役 (現在)

2015年 6月 インヴァスト証券株式会社 (現インヴァスト株式会社) 社外取締役 (監査等委員) (現在)

2017年 6月 明治ホールディングス株式会社社外監査役 (現在)

安藤まこと氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役 (非常勤) であります。

龍村 全 (たつむら ぜん)

1956年12月13日生まれ

1985年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)

1985年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社・法務部 (社内弁護士)

1987年 4月 森綜合法律事務所 (現森・濱田松本法律事務所) 入所

1998年 9月 龍村法律事務所開設

2000年 3月 弁理士登録

2003年 4月 中央大学大学院法学研究科兼任講師 (～2006年3月)

2007年 4月 早稲田大学大学院法務研究科兼任講師

2008年 4月 早稲田大学大学院法務研究科客員教授 (～2011年3月)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、半導体不足等の部品調達の停滞や原油・原材料価格の高騰等が見られたものの、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種等が進み厳しい規制が緩和される中で緩やかに回復しました。しかしながら、足元の新型コロナウイルス感染動向、大幅な円安、原油・原材料価格の上昇やウクライナ情勢への懸念等により、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、当期のコンクリートパイル全国需要は前期比横ばいで推移しました。コンクリートポール全国出荷量も同じく前期比横ばいで推移し、携帯電話基地局向けのポール需要は前期に続き旺盛であったものの期の後半では減速しました。また、次世代通信規格5G向け携帯電話基地局の増設や、防災・減災、社会インフラの維持、災害復旧等に資するコンクリート製品および法面補強工事の需要も引き続き高く、加えて当社開発のCO₂固定化およびその利活用(CCUS)の環境関連技術やグリーン製品(低炭素型コンクリート)への注目も高まっております。

このような環境のもと、当社グループは、私たちの経営理念である「コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献する」のもと、昨年8月策定の「2021年中期経営計画」において、中長期の方向性を「未来の社会生活基盤と地球環境を護る」とし、基本方針を「グループ経営の推進による競争力強化と事業拡大で、国土強靱化と地球環境に貢献する」と定め、2023年度の計画値である売上高640億円、経常利益42億円等を目指し、計画に掲げた諸施策に鋭意取り組みました。また、昨年7月に東北ポール株式会社を子会社化し、グループ

経営基盤の強化にも取り組みました。

事業の成果につきましては、ポール関連事業において携帯電話基地局向けポールを順調に出荷し、土木製品事業においては法面補強工事を主力事業とするフリー工業株式会社为好調であり、リニア中央新幹線向けRCセグメントの生産を開始し売上に貢献しました。しかしながら、基礎事業において下期に土木案件の受注があり回復傾向にあるものの、期を通しては競争の激化による大型案件の失注により工場稼働率が低下しました。加えて各事業において原材料・エネルギーコスト高騰の影響もあり、期初の収益計画に未達となりました。

当社グループの収益につきましては、当期の売上高は473億76百万円(前期比3.1%減)、営業利益は12億28百万円(前期比55.3%減)、経常利益は15億55百万円(前期比51.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は特別損失としてミャンマー子会社の固定資産減損損失を計上したことにより8億76百万円(前期比53.2%減)となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の当社グループへの影響は、現在のところ軽微に留まっております。

各セグメントにおける概況は次のとおりであります。

①基礎事業

コンクリートパイル需要は全国的に前期比横ばいでありましたが、当社グループにおいては、厳しい受注競争により大型物件の受注高が減少し、売上高は189億95百万円(前期比21.9%減)となりました。

利益につきましては、売上の減少に加えて工場稼働率の低下も影響し、セグメント利益は2億27百万円(前期比81.9%減)となりました。

②コンクリート二次製品事業

当事業のうち、ポール関連事業につきましては、コンクリートポールの全国需要が前期比横ばいである環境下、当社グループでは東北ポール株式会社の新規連結による売上高の増加に加えて携帯電話基地局向けポールの出荷が前期比で増加し、売上高は163億75百万円（前期比27.0%増）となりました。

土木製品事業につきましては、PC-壁体における発注遅延の影響等がありました。法面補強事業のフリー工業株式会社は好調であり、リニア中央新幹線向けRCセグメントの売上計上もあり、売上高は116億94百万円（前期比2.9%増）となりました。

これらの結果、コンクリート二次製品事業の売上高は280億69百万円（前期比15.7%増）となりました。

利益につきましては、ポール出荷の増加に加えて好調なフリー工業株式会社も寄与したものの、PC-壁体等土木製品の売上が伸び悩み原材料価格高騰の影響を受けたことから、セグメント利益は25億51百万円（前期比17.5%減）となりました。

③不動産・太陽光発電事業

不動産事業につきましては、介護施設等の安定的な賃貸料収入を計上しております。また、太陽光発電事業につきましては、NC関東発電所（茨城県古河市）およびNC田川発電所（茨城県筑西市）の両発電所において安定的な発電・売電を行っており、売上高は3億11百万円（前期比2.9%増）、セグメント利益は1億82百万円（前期比4.1%増）となりました。

(2)設備投資等の状況

当期の設備投資額は16億36百万円であり、その主なものとしましては、基礎事業におけるパイル生産設備およ

び杭打工事設備等5億68百万円、コンクリート二次製品事業におけるポール・プレキャスト製品の生産設備等9億42百万円であります。

(3)資金調達の状況

株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約を、極度額40億円から50億円に更改いたしました。

(4)対処すべき課題

日本経済は、新型コロナウイルス感染動向、円安、原油・原材料価格の上昇やウクライナ情勢への懸念等により景気の先行き不透明な状況が続いておりますが、一方で、頻発する自然災害や地球温暖化等の防災・減災・環境問題への対応、人手不足に対応する省人・省力化へのニーズ等を背景とした、社会課題の解決に貢献する人と地球環境にやさしい製品・サービスへの需要はますます高まっていくものと思われれます。

当社グループを取り巻く事業環境においては、建設現場における工期短縮・省力化等に貢献するプレキャストコンクリート製品の需要拡大が期待されております。また、次世代通信規格5Gを見据えた携帯電話の通信基地局整備等の新たな案件に加え、既存電柱の更新や防災・減災、社会インフラの維持など様々なインフラ整備が見込まれております。一方で、今後の経済動向によっては民間設備投資の中止・先送りによる建設需要の減少等のリスクも考えられます。

このような事業環境のもと、当社グループとしましては、2021年中期経営計画とサステナビリティ基本方針を中心に据えたグループ全体での施策を着実に進めてまいり所存であります。また、各事業において積極的な受注

の確保、売上の拡大に努めていく一方、今後の各種製品・サービスの需要動向を注視し、事業環境の変化に対してスピード感ある対応をしつつ、引き続きコスト削減を推進し収益力の向上に注力してまいります。

各事業においては、基礎事業では、大型案件など受注確保へ注力し工場稼働率の向上に取り組みつつ、当社従来品よりCO₂排出量を約40%削減可能な独自のG（グリーン）-ONAパイルの本年リリースを目指し、環境負荷低減パイルの拡販に取り組んでまいります。

ポール関連事業では、次世代通信規格5Gを見据えた携帯電話基地局向けポールの増設も視野に入れ拡販を進め、既存電柱の更新需要の捕捉に努めるとともに、ポールメンテナンスやポール建設工事を含めた受注範囲の拡大を進めてまいります。

土木製品事業では、防災・減災、社会インフラ維持に対応し、インフラメンテナンス市場への参入も含め、グループ連携・営業エリアの拡大を含めた営業体制の強化による積極的な受注獲得に鋭意取り組んでまいります。

環境事業・その他では、中期経営計画に掲げた2023年度CO₂削減量年間約6千トン（当社グループ全体排出量の約30%に相当）に向け、先に述べたG（グリーン）-ONAパイルに加え、ポール・土木製品を環境負荷低減コンクリート製品で製造する等の環境製品の開発に取り組んでまいります。また、循環型社会の構築へ貢献するポールリサイクルや都市インフラの再整備にも取り組んでまいります。

ミャンマー事業につきましては、同国の政治・経済情勢は厳しい状況ではありますが、現時点ではポールの受注および工場操業は回復しており、また同国の電化計画は今後も進むものと考えておりますので、引き続き現地の政情等を注視しつつ工場の安定稼働に努めてまいります。

また、サステナビリティへの取り組みにおいては、サステナビリティ委員会を設置し、基本方針に沿ってマテリアリティの特定や諸施策の実行を進めており、適宜みなさまに取り組み内容をお知らせすることを予定しております。

なお、当社は昨年12月に開示しましたとおり政策保有株式の売却を進めており、得られた資金はESG投資・成長分野への投資強化に活用する計画であります。

当社グループは、今後も社会インフラ強靱化の一翼を担い、環境負荷を低減させる技術と商品群を提供することで社会貢献するとともに、当社グループのシナジーを発揮し、持続的成長による企業価値向上に引き続き取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

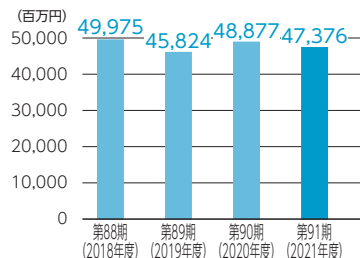
(5)財産および損益の状況

項目	期	第88期 2018年度	第89期 2019年度	第90期 2020年度	第91期 2021年度
売上高 (百万円)		49,975	45,824	48,877	47,376
経常利益 (百万円)		2,400	282	3,182	1,555
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△は損失) (百万円)		1,449	△ 35	1,870	876
1株当たり当期純利益 (△は損失) (円)		25.35	△ 0.62	33.28	15.63
総資産 (百万円)		75,940	70,214	74,825	75,003
純資産 (百万円)		38,840	37,279	39,384	38,672

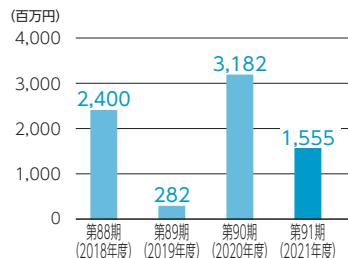
(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。

(ご参考)

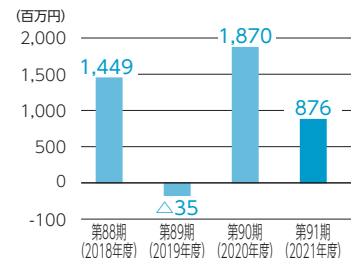
■ 売上高



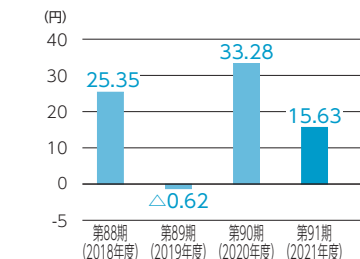
■ 経常利益



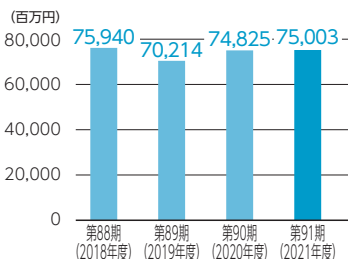
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



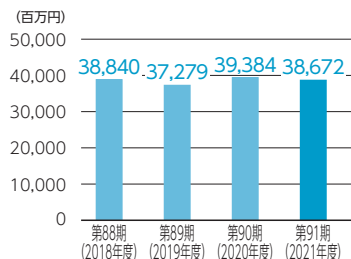
■ 1株当たり当期純利益



■ 総資産



■ 純資産



(6)重要な子会社の状況

	会社名	所在地	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
製造会社	NC日混工業株式会社	東京都港区	80	76.03	ポール・パイル部分品の製造・販売
	NC東日本コンクリート工業株式会社	茨城県茨城市	80	100.00	ポール・パイル・プレキャスト製品の製造
	NC中日本コンクリート工業株式会社	三重県鈴鹿市	20	100.00	ポールの製造
	NC関東パイル製造株式会社	茨城県古河市	100	100.00	パイルの製造
	NC西日本パイル製造株式会社	兵庫県高砂市	10	100.00	ポール・パイルの製造
	NC九州株式会社	福岡県福岡市	90	71.00	ポール・パイルの製造
	NC貝原パイル製造株式会社	岡山県倉敷市	60	100.00	パイルの製造
	NC四国コンクリート工業株式会社	愛媛県愛媛市	10	100.00	ポール・パイルの製造
	NC中部パイル製造株式会社	三重県四日市市	30	100.00	パイルの製造
	NCセグメント株式会社	群馬県馬場郡	490	100.00	プレキャスト製品の製造
	NC鋼材株式会社	茨城県古河市	40	100.00	パイル用鋼材の加工
製造販売会社	NCプレコン株式会社	岡山県倉敷市	100	100.00	プレキャスト製品の製造・販売
	NIPPON CONCRETE (Myanmar) Co.,Ltd.	ミャンマー国ヤンゴン市	104	87.34	ポール・パイルの製造・販売
	北海道コンクリート工業株式会社	北海道札幌市	222	61.12	ポール・パイル・プレキャスト製品の製造・販売および施工
	東北ポール株式会社	宮城県仙台市	236	85.43	ポール・パイル・プレキャスト製品の製造・販売および施工
施工会社	NC工基株式会社	東京都港区	72	100.00	基礎杭の施工
	フリー工業株式会社	東京都台東区	100	73.78	各種土木工事および建設資材販売
販売会社	NC貝原コンクリート株式会社	岡山県倉敷市	10	100.00	パイル・プレキャスト製品の販売・施工
輸送会社	NCロジスティックス株式会社	茨城県茨城市	10	70.00	ポール・パイル等の運送
資産管理会社	NCマネジメントサービス株式会社	東京都港区	10	100.00	不動産の賃貸・管理

- (注) 1. 当社は、2021年7月30日付で東北ポール株式会社を連結子会社としました。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7)主要な事業内容

当社グループの主な事業は、コンクリート製品や環境製品の製造・販売および工事請負ならびにそれらに付帯関連する事業であります。主要な製品および工法は次のとおりであります。

製品	コンクリートポール	様々なニーズに対応したコンクリート柱（単柱、フランジ式継柱、キャップオンポール（「COP」、施工が容易な継柱）、NCタワー（長尺・高荷重柱）など） 配電線路、通信線路、電車線路、防球ネット、照明、移動体通信アンテナ、防災無線、小型風力発電等の支持物のほか、上記コンクリート柱の点検・補修も行っております。
	コンクリートパイロ	様々な施工ニーズに対応した基礎杭 ・PHCパイロ（ONA、ONA105、ONA123） ・PRCパイロ（HiDuc-CPRC、HiDuc-CPRC105） ・SCパイロ（Hi-SC、Hi-SC105、Hi-SC123） ・節杭（HF-ONA105、HF-ONA123、HF-Duc、HF-Duc105） ・RSC・RSCPパイロ（ハツリ部がRC構造のSCパイロ） ・エスタス105（SCパイロとPHCパイロを一体化させたパイロ） ・SPHC杭（鋼管巻きPHC杭） なお、PHCパイロには、外観形状が異なる節付杭、HBパイロ、HMパイロなどがあります。 ・地中熱利用ヒートポンプシステム
	PC-壁体	高剛性な土留め構造物用等辺角型コンクリートパイロ （仮設なしで自立式の擁壁や護岸を急速築造）
	コンクリートセグメント	シールドトンネル用RCセグメント （高流動セグメントも高品質、低価格で生産可能）
	プレキャスト コンクリート	地中配電材（マンホール、ハンドホール） 土木部材（親杭パネル、NJ軽量高欄、受圧板）、建築部材（柱、梁、スラブ）
	超高強度繊維補強 コンクリート（UFC）	主に水路、橋脚、トンネル等の補修、建物の耐震補強に使用される耐久性、耐磨耗性、耐塩害性等に優れた超高強度のコンクリート部材
	ポアセル	気泡壁が部分的に破泡連通していることで高い吸音性を発揮するセメント系のブロック状の剛体多孔質吸音材
	エコタンカル	コンクリート二次製品製造時に排出される高アルカリ廃水とボイラー排ガスに含まれる二酸化炭素を原料とする、環境にやさしい高品質な軽質炭酸カルシウム
	パデックス PAdeCSおよびASTICON	廃水に含まれるリン、ヒ素他有害成分の除去、酸性廃水の中和、脱臭などの多機能性を有した、製品製造時に発生する未利用資源のリサイクルから生まれた環境浄化材 ASTICONは、PAdeCSをベースにした土壌中の有害物質不溶化材および掘削残土の固化材
	デコメッシュ	コンクリート工の生産性向上に有効（工期短縮・省力化・省人化・安全性向上が可能）であり、仮設型枠材を使用せず、コンクリート構造物が簡単に構築できる、特殊金網製の超軽量な埋設型枠
パワースラブ	道路橋・水路蓋・水槽蓋などに使用される簡易なPC床版 長さ・幅・荷重条件などに応じた自由度の高い製品設計が可能	
工法	Hyper-MEGA工法	先端部に超高強度の節付き杭を用いるプレボーリング系高支持力工法
	Hyper-ストレート工法	全長同径のストレート掘削で標準型既製コンクリート杭を使用するシンプルな工程のプレボーリング系高支持力工法

工法	H・B・M工法	HBパイル（溝付き拡底杭）を使用し、球根部の軸力と摩擦支持力を確実に発揮するプレローリング系高支持力工法
	NAKS工法	杭の中空部に挿入した特殊なロッドにより地盤を掘削し、杭を自重または強制圧入力により沈設後、杭の先端に拡大球根を築造する中掘り拡大根固め工法
	Hyper-NAKS II 工法	従来のHyper-NAKS工法をさらに進化させ、地盤支持力をより大きくした中掘り系高支持力工法
	PCW工法	安定性と強度を備えたプレキャストコンクリートパネルで壁面を構築し、背面へは気泡混合軽量盛土材を充填することにより、道路拡幅では斜面に耐久性の高い盛土構造物を経済的に構築し、老朽化した橋梁では気泡混合軽量盛土材にて埋設して、耐震補強・橋梁拡幅を経済的に構築する工法

(8)企業集団の主要な拠点等

①当社

本社	東京都港区芝浦四丁目6番14号	
支店	名古屋支店	名古屋市中村区
	大阪支店	大阪市西区
	広島支店	広島市中区
	四国支店	香川県高松市
	九州支店	福岡市博多区

②子会社

前記の「(6)重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(9)従業員の状況

①当社グループの従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減
1,428名 (421名)	201名増 (38名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数欄の括弧書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員数であり、外数です。
3. 従業員数が当期に201名増加しておりますが、これは東北ポール株式会社を連結子会社化したこと等によるものであります。

②当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
356名 (36名)	7名減 (2名減)	42.7歳	11.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数欄の括弧書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員数であり、外数です。

(10)主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	4,850
株式会社みずほ銀行	2,751
株式会社三井住友銀行	1,105
三井住友信託銀行株式会社	860
株式会社常陽銀行	737
株式会社百五銀行	705
株式会社足利銀行	687

- (注) 上記借入金残高の中に、下記銀行をエージェントとするシンジケートローンが含まれております。
株式会社三菱UFJ銀行 3,400百万円
株式会社みずほ銀行 1,300百万円

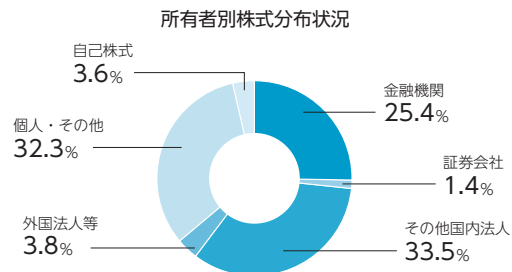
(11)その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年7月30日付で東北ポール株式会社を連結子会社としました。同社は主に東北地区において、コンクリートポール・パイプ・プレキャスト製品の製造・販売・設計・施工等の事業を展開しております。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

- ①発行可能株式総数 180,000,000株
- ②発行済株式の総数 57,777,432株
(自己株式2,091,037株を含む。)
- ③株主数 8,712名
- ④大株主（上位10名）



株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本製鉄株式会社	6,940	12.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,861	10.52
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	3,634	6.52
日コン取引先持株会	2,811	5.04
日本電設工業株式会社	2,008	3.60
太平洋セメント株式会社	1,500	2.69
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,333	2.39
株式会社みずほ銀行	1,000	1.79
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	946	1.70
株式会社三菱UFJ銀行	930	1.67

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式2,091,037株を控除して計算、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 役員報酬BIP信託（139,497株）および株式付与ESOP信託（110,310株）が保有する当社株式は、上記自己株式には含めておりません。
3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより2021年7月6日付で提出された変更報告書の訂正報告書により、当該訂正後の2020年3月9日時点の報告（2022年3月31日以前の直近の報告）によれば、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の4社合計で当社株式3,627千株（提出時点における持株比率6.51%（自己株式を除く））を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当期末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株式数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 35,416株	5名

(3)その他株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	当社における担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	網 谷 勝 彦	会長執行役員、経営全般の業務執行監督、指名委員、報酬委員
代表取締役社長	塚 本 博	社長執行役員、経営全般の業務執行、営業統括本部長、取締役会議長、報酬委員
取締役	内 藤 義 博	専務執行役員
取締役	今 井 昭 一	常務執行役員、本部(経営管理)担当 NCマネジメントサービス株式会社代表取締役社長
取締役	小 寺 満	執行役員、本部(技術開発)担当、 営業(環境・エネルギー事業、海外事業)担当、海外事業部長 NC鋼材株式会社代表取締役社長
取締役	八 木 功	指名委員、報酬委員長
取締役	間 塚 道 義	指名委員長、報酬委員 株式会社アマダ社外取締役、 月島機械株式会社社外取締役
取締役	石 寄 信 憲	報酬委員 弁護士、石寄・山中総合法律事務所代表弁護士
常任(常勤)監査役	井 上 敏 克	—
監査役	安 藤 まこと	指名委員、報酬委員 公認会計士、響税理士法人代表社員、 インヴァスト株式会社社外取締役(監査等委員)、 明治ホールディングス株式会社社外監査役
監査役	西 村 俊 英	セントラル硝子株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役八木功、同間塚道義、同石寄信憲の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役安藤まこと、同西村俊英の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役井上敏克氏は金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役安藤まこと氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役西村俊英氏は長年にわたる経営管理部門での実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 取締役八木功、同間塚道義、同石寄信憲、監査役安藤まことの4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役を兼務する者（*）も含めた執行役員は、次のとおりであります。

役 位	氏 名	担当・役職
* 会長執行役員	網 谷 勝 彦	
* 社長執行役員	塚 本 博	
* 専務執行役員	内 藤 義 博	
* 常務執行役員	今 井 昭 一	
常務執行役員	今 井 康 友	営業（ポール関連事業）担当、ポール営業管理部長
* 執行役員	小 寺 満	
執行役員	増 田 知 行	本部（生産管理）担当、東日本需給センター長
執行役員	山 本 博 正	本部（経営管理）担当
執行役員	廣 沢 明	営業（基礎事業）担当
執行役員	吉 成 壽 男	営業（土木・建材事業、工事営業）担当
執行役員	大 野 豊	本部（経営管理）担当 NC東日本コンクリート工業株式会社代表取締役社長、 NC九州株式会社代表取締役社長
執行役員	斉 藤 彰 宏	営業（土木・建材事業）担当、 土木・建材営業管理部長 NCセグメント株式会社代表取締役社長
執行役員	伊 藤 浩	本部（経営管理）担当、人事室長
執行役員	梶 田 宜 彦	本部（経営管理）担当
執行役員	角 柄 明 彦	営業（基礎事業、工事営業）担当

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役3名および監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社および当社の子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する者を除く。）等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険契約の保険料は、すべての被保険者について全額を当社が負担しております。

(4)取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別の基本報酬額に、一定の基準に基づき、会社業績等に応じた加減を行って算定しております。なお、決定方針および具体的な個人別の報酬額は報酬委員会による原案を勘案し、取締役会で決定しております。

各監査役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

なお、方針の概要は次のとおりです。

I. 報酬委員会

当社は、監査役会設置会社体制のもと、取締役の報酬につきまして、公正性、客観性および透明性を担保するために、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、メンバーは取締役会議長、独立社外取締役3名、独立社外監査役1名および社内取締役1名としております。報酬委員会の委員長は独立社外取締役が務めております。また、報酬委員会は、当社の取締役報酬制度および取締役報酬額につきまして審議し、取締役会に答申しております。

II. 取締役の報酬

当社の取締役報酬は、現金報酬として基本報酬（月額報酬）および短期的な業績向上を目的とした賞与ならびに自社株報酬として中長期的な業績向上を目的とした信託を利用した株式付与制度で構成しており、社外取締役の報酬は基本報酬のみとしております。なお、各報酬の具体的な個人別の報酬額は当社のモデル構成割合を基に算定されます。業績連動報酬等の賞与につきましてはグループ会社全体の収益力を示す各事業年度の連結営業利益を業績目標値とし、役員ならびに業績目標値の目標達成度等に応じて算定されます。また、非金銭報酬等の信託を利用した株式付与制度は、グループ会社全体としての中長期的目線の収益力を示す連結経常利益および株主利益との連動性の観点から規模も含めた当社の市場価値を示す時価総額の変動率を目標値として役員ならびに目標値の目標達成度等に応じて算定され、交付する当社株式の上限を200千株（対象期間3事業年度）とし、交付時期を当社の取締役の退任時としております。

III. 監査役の報酬

当社の監査役報酬は、基本報酬（月額報酬）のみとしております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議

取締役の報酬限度額（基本報酬および賞与）は、年額2億50百万円であります（2006年6月29日開催の第75回定時株主総会決議）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役2名）です。この他に2021年6月29日開催の第90回定時株主総会において、信託期間（3年間）毎に1億20百万円を上限とする金銭を拠出し、信託期間中に選任され就任した取締役（社外取締役を除く）に対して業績連動型株式報酬を支給することが決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

監査役の報酬限度額（基本報酬のみ）は、年額40百万円であります（1988年6月29日開催の第57回定時株主総会決議）。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	基本報酬		業績連動報酬等		非金銭報酬等		総 額
	固定報酬		賞与		株式付与制度		
	人員	報酬総額	人員	報酬総額	人員	報酬総額	
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	125,430千円 (18,900千円)	5名 (—)	38,052千円 (—)	5名 (—)	8,683千円 (—)	172,165千円 (18,900千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	28,740千円 (10,980千円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	28,740千円 (10,980千円)
合計	11名	154,170千円	5名	38,052千円	5名	8,683千円	200,905千円

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含まれておりません。
 2. 社外役員が当社子会社から受けた役員報酬等はございません。
 3. 業績連動報酬等（賞与）および非金銭報酬等（株式付与制度）は、当事業年度における引当金繰入額を記載しております。
 4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針の整合性を含め多角的な検討を行っており、取締役会としてその答申内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(5)取締役および監査役のトレーニング

当社の取締役・監査役に対し経営に必要な知識の習得および責務への理解を深めるため、適宜外部の研修やセミナーを受講できる体制を取っております。特に社外役員に対して、当社への理解を深めるために執行役員等による業務執行状況の報告を適宜実施し、教育・情報提供および意見交換を行っております。

(6)社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職の状況
間塚道義 (社外取締役)	◇株式会社アマダ社外取締役 当社と株式会社アマダの間には重要な取引その他関係はありません。 ◇月島機械株式会社社外取締役 当社と月島機械株式会社との間には重要な取引その他関係はありません。
石寄信憲 (社外取締役)	◇石寄・山中総合法律事務所代表弁護士 当社は石寄・山中総合法律事務所へ僅少ではありますが、個別に法律相談を行っております。
安藤まこと (社外監査役)	◇響税理士法人代表社員 当社と響税理士法人の間には重要な取引その他関係はありません。 ◇インヴァスト株式会社社外取締役(監査等委員) 当社とインヴァスト株式会社の間には重要な取引その他関係はありません。 ◇明治ホールディングス株式会社社外監査役 当社と明治ホールディングス株式会社の間には重要な取引その他関係はありません。
西村俊英 (社外監査役)	◇セントラル硝子株式会社社外監査役 当社とセントラル硝子株式会社の間には重要な取引その他関係はありません。

②主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	出席会議および出席回数	主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
八木 功 (社外取締役)	取締役会 14回/14回 出席 指名委員会 3回/3回 出席 報酬委員会 4回/4回 出席	当事業年度開催の取締役会、指名委員会および報酬委員会全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとで経営の監督等に十分な役割を果たし、コーポレートガバナンスの観点を中心に適切な助言・提言を適宜行っております。
間塚 道義 (社外取締役)	取締役会 14回/14回 出席 指名委員会 3回/3回 出席 報酬委員会 4回/4回 出席	当事業年度開催の取締役会、指名委員会および報酬委員会全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとで経営の監督等に十分な役割を果たし、取締役会の意思決定につきまして適切で様々な助言・提言を適宜行っております。
石 寄 信 憲 (社外取締役)	取締役会 13回/14回 出席 報酬委員会 4回/4回 出席	当事業年度開催の取締役会および報酬委員会に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの経営に有益な助言・提言を適宜行っております。
安 藤 ま こと (社外監査役)	取締役会 11回/14回 出席 監査役会 13回/13回 出席 指名委員会 3回/3回 出席 報酬委員会 3回/4回 出席	当事業年度開催の取締役会、監査役会、指名委員会および報酬委員会に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの経営に有益な助言・提言を行い、また適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適宜行っております。
西 村 俊 英 (社外監査役)	取締役会 11回/14回 出席 監査役会 13回/13回 出席	当事業年度開催の取締役会および監査役会に出席し、大企業の多くの分野の経験から培った深い識見で経営に有益な助言・提言、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適宜行っております。

(注) 会議開催数は当事業年度内に開催された回数であります。

5. 会計監査人の状況

(1)名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2)当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	68,000千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査内容・監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3)責任限定契約の内容の概要

当社では、会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を、定款で定めておりません。

(4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨および解任理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でない判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会におきまして、内部統制システムの整備に関する基本方針につきまして、次のとおり決議しております。

①当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、コンプライアンス経営の重要性に鑑み、2000年4月に「企業倫理規範」を定めるとともに、2004年2月にはコンプライアンス委員会を設置し、代表取締役を委員長とするほか、当社の各部門長および日コングループ会社（財務諸表等規則第8条第3項の子会社をいい、以下「グループ会社」という。）社長をコンプライアンス責任者とする。
- 2) 当社およびグループ会社（以下総称して「当社グループ」という。）は、コンプライアンス経営を第一義とし、イントラネットの活用等により「企業倫理規範」を含む「企業倫理ハンドブック」の周知徹底を図り、法令遵守と企業倫理に基づく行動の実践に努めていく。
- 3) 当社グループは、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止および早期発見等を図るため、内部通報制度（「日コングループ・ヘルプライン」）を導入し、通報のための専用窓口を社内・外に設置し、通報を理由として通報者に対し不利益な取り扱いを禁止する。
- 4) 当社グループは、グループ幹部会において適時にコンプライアンスに関する情報を提供し、周知徹底を図る。
- 5) 内部監査室は、日コングループ会社管理規定および監査規定に基づき、グループ会社に対する内部監査を実施する。

6) 当社グループは、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との関係を遮断することを「企業倫理規準」および「企業行動規準」に定め、取締役、使用人に遵守を徹底させる。

7) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制評価委員会において、財務報告に係る内部統制評価規定に基づき、その整備状況および運用の有効性を定期的に評価し改善を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規則（文書規定、稟議規定等）に則って保存、管理する。

③当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、グループ全体のリスク管理について、リスク管理規定に則って管理・連絡体制を構築し、当社の各部門およびグループ会社の所管業務に付随するリスク管理は、当社の各部門長およびグループ会社社長が行うこととする。

なお、当社グループにおいて重大な影響を及ぼすリスクが顕在化した場合は、社長直轄の対策本部を当社に設置し、対応策を決定のうえ関係部門に実行を指示する。

④当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社は、定例取締役会を毎月1回開催することを基本とするとともに、臨時取締役会を随時開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行状況の監督を行う。

2) 当社は、取締役会の定めた基本方針に基づいて、重要な業務執行に関する計画およびその執行状況を審議・確認するため、常勤取締役、常勤監査役および執行役員全員による経営会議を毎月1回開催するほか、臨時経営会議を随時開催し、取締役会の機能強化および経営効率の向上を図る。

- 3) 当社グループの業務運営については、当社において中期経営計画および各年度予算を策定し、全社的な目標を設定したうえで、グループ幹部会等を通じて、グループ会社に対して経営方針の周知徹底を図る。当社の各部門およびグループ会社は、これを受けて自部門およびグループ会社の目標達成のための施策を立案し実行する。

なお、当社の経営会議において定期的にその進捗状況をレビューする。

⑤当社および当社子会社における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループは、グループ会社の社長をコンプライアンス責任者とするとともに、グループ幹部会等を通じて、「企業倫理規範」の周知徹底およびその実践を図っていく。
- 2) グループ会社の経営については、その独自性を活かしつつ、日コングループ会社管理規定に基づき、経営成績、財務状況および事業方針、年度予算等に関する定期的な報告を義務付けるとともに、重要事項については、日コングループ稟議手続要領に基づき、当社の事前承認を得る。

なお、当社の子会社担当執行役員は当社の経営会議に子会社の状況を定期的に報告する。

⑥監査役の職務を補助する使用人および指示の実効性の確保について

内部監査室、経理部との連携で対応しており、現在、専任の補助使用人は置いていないが、求められた場合、専任の補助使用人を置くか、置く場合の人数等については常勤監査役と協議のうえ決定する。

なお、補助使用人を置いた場合、当該補助使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、異動、評価、懲戒処分は常勤監査役の同意を得て行う。

⑦当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告

を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制等

- 1) 当社の取締役または使用人は、法定の事項に加え、経営状況の大きな変動、リスクの顕在化等、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに監査役会に報告する。
 - 2) 常勤監査役は、業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会、経営会議その他重要な会議に出席する一方、重要な決裁書類である稟議書その他の文書を閲覧するとともに、当社グループの取締役および使用人に適宜報告を求める。
 - 3) 内部監査室による当社グループの監査の結果ならびに被監査部門に対する指摘事項の改善状況等については、常勤監査役に報告する。
 - 4) 内部監査室は、日コングループ・ヘルプラインへの通報の結果について定期的に当社の監査役に報告する。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等
- 1) 代表取締役は、監査役会と意見交換を密に行う。
 - 2) 内部監査室および経理部をして、監査役会および当社の会計監査人である監査法人による監査との連携を図らせる。
 - 3) 当社は、会社法第388条に基づく監査役からの費用等の請求に対する支払を実効的に担保するため、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設定する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況

- 1) 当社グループは、コンプライアンス経営の重要性に鑑み、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するなど、企業トップをコンプライアンス責任者としている。また、グループ会社においても各社長をコンプライアンス責任者とし、当社グループ全体の会議体であるグループ幹部会（年4回開催）内でのコンプライアンス情報の発信、また、下記 i）から iii）の内容の周知徹底を行うことで、コンプライアンス経営を浸透させている。
 - i) 内部通報制度「日コングループ・ヘルプライン」
 - ii) イン트라ネットの活用（企業倫理規範の掲示）
 - iii) 「企業倫理ハンドブック」ならびに携帯用「企業倫理規範」の全社員への配布
 - 2) コンプライアンス委員会を半年に1回定期的に開催し、当期は年2回開催した。
 - 3) 内部監査室による規定および経営責任者の承認を受けた監査計画に基づくグループ会社への内部監査を実施した。
 - 4) 財務報告に係る内部統制評価規定に基づく整備状況および運用の有効性を評価・改善するため、定例の内部統制評価委員会を年4回開催した。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況
- 法令および社内規則に則り、主に下記の内容を保存・管理している。
- i) 取締役会議事録
 - ii) 稟議書
- ③当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況
- 当社グループは経営に影響を及ぼす多様なリスクが発生した場合に、その影響を最小限とするための内容および対策方法などの危機管理に関する基本的事項について「リスク管理規定」を制定し、緊急時の体制を整備している。
- ④当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
- 1) 当社取締役会は、取締役8名（うち社外取締役3名）で構成し、監査役3名（うち社外監査役2名）も出席したうえで、当期は14回（うち臨時1回）開催した。なお、各社外役員の出席状況は前記の「4. 会社役員に関する事項（6）社外役員に関する事項②」に記載のとおり。
 - 2) 常勤取締役および取締役会にて選任された執行役員15名で経営会議を構成し、常勤監査役も出席したうえで、当期は22回開催した。
 - 3) 上記のほか、外部コンサルタントによる「取締役会の実効性評価」を実施し、実効性があることの確認や、前記の「4. 会社役員に関する事項（5）取締役および監査役のトレーニング」に記載の執行役員による業務執行状況の報告を適宜実施し、社外役員の職務も効率的に行われる体制を構築している。
- ⑤当社および当社子会社における業務の適正を確保するための体制の運用状況
- 前記の取締役会にて各執行役員より担当部門の執行状況を、経営会議にて各子会社担当執行役員等より子会社の状況を定期的に報告した。
- ⑥監査役の職務を補助する使用人および指示の実効性の確保についての運用状況
- 専任の補助使用人は置いていないが、内部監査室および経理部との連携により監査役の職務のフォローを行った。
- ⑦当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制等の運用状況
- 1) 当社の監査役会は常任（常勤）監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成し、当期は13回開催し

た。なお、各社外監査役の出席状況は前記の「4. 会社役員に関する事項 (6) 社外役員に関する事項②」に記載のとおり。

- 2) 前記1)の監査役会にて、常勤監査役は社外監査役に対し、経営会議および稟議書の内容や子会社の監査状況を報告している。
 - 3) 決算や重要な決定事項について必要に応じて担当取締役からの説明を受けた。
 - 4) 内部監査室は定期的に常勤監査役との情報交換を行い、また、経営責任者の承認を受けた監査計画に基づく内部監査の内容を、監査実施後速やかに常勤監査役へ報告している。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等の運用状況
- 1) 監査役会は、代表取締役および社外取締役との意見交換会を実施した。
 - 2) 内部監査室および経理部の協力のもと、監査役会および会計監査人との連携を行った。
 - 3) 監査役が監査を行ううえで必要な費用については、監査役と協議し一定の予算を設定した。

(3)剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、経営基盤を強化し企業価値向上を図るとともに、株主への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けております。

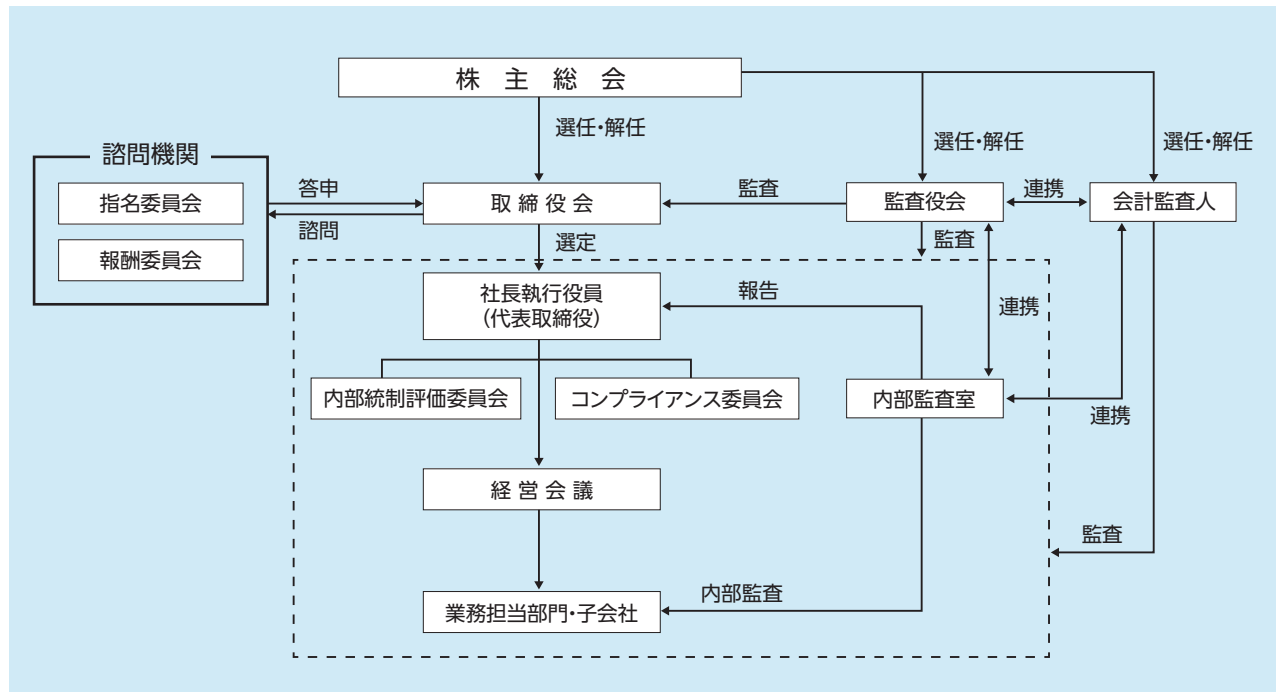
剰余金の配当につきましては、業績の許す限り安定した配当を実施し、適切な還元を行うことを基本としておりますが、一方、研究開発、生産設備の更新等、企業基盤の整備も長期的な株主利益に適うと考えており、適切な内部留保の確保にも努めております。

上記観点から、剰余金の配当は、連結の期間業績を考慮するとともに、収益動向や今後の事業展開および財務体質の維持・強化ならびに配当性向等を総合的に勘案して決定することにしております。なお、第2四半期末の剰

余金の配当は、中間期業績および年度業績見通し等を踏まえて判断することとしております。

この配当方針に基づき、当第2四半期末の中間配当として1株につき4円50銭の配当を実施いたしました。当期末の配当につきましては、同方針に従い、当期業績および事業環境を総合的に勘案した結果、1株につき4円50銭とし、年間9円といたしました。

（ご参考）コーポレートガバナンス体制図



（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期 (2022年3月31日現在)	前期(ご参考) (2021年3月31日現在)
■ 資産の部		
流動資産	31,969,634	31,864,693
現金及び預金	8,599,733	8,804,311
受取手形及び売掛金	—	11,965,519
受取手形	2,360,569	—
電子記録債権	1,526,162	2,521,131
売掛金	8,419,996	—
契約資産	1,039,374	—
商品及び製品	6,311,250	4,608,488
仕掛品	476,576	387,742
原材料及び貯蔵品	1,898,836	1,367,942
未成工事支出金	269,218	1,222,707
その他	1,103,198	1,023,371
貸倒引当金	△ 35,280	△ 36,522
固定資産	43,033,760	42,960,524
有形固定資産	26,875,248	25,567,897
建物及び構築物	5,297,368	4,569,702
機械装置及び運搬具	3,017,923	2,920,789
土地	17,237,062	16,453,797
建設仮勘定	141,951	285,546
その他	1,180,942	1,338,061
無形固定資産	444,132	399,997
投資その他の資産	15,714,380	16,992,630
投資有価証券	12,241,800	13,781,673
退職給付に係る資産	1,884,476	2,110,288
繰延税金資産	734,118	562,287
その他	1,090,681	779,509
貸倒引当金	△ 236,696	△ 241,129
資産合計	75,003,395	74,825,217

(単位：千円)

科目	当期 (2022年3月31日現在)	前期(ご参考) (2021年3月31日現在)
■ 負債の部		
流動負債	22,888,930	24,798,122
支払手形及び買掛金	4,983,962	4,939,989
電子記録債務	7,792,309	6,824,886
短期借入金	4,000,000	4,050,000
1年内返済予定の長期借入金	2,389,054	3,408,008
1年内償還予定の社債	24,500	27,000
未払法人税等	203,887	936,707
賞与引当金	586,357	413,732
役員賞与引当金	48,615	68,528
工事損失引当金	117,070	128,400
その他	2,743,175	4,000,869
固定負債	13,441,671	10,643,031
社債	80,000	4,500
長期借入金	6,378,494	3,577,548
繰延税金負債	2,860,025	3,326,544
再評価に係る繰延税金負債	2,410,926	2,410,926
退職給付に係る負債	1,193,732	688,257
その他	518,493	635,255
負債合計	36,330,602	35,441,153
■ 純資産の部		
株主資本	27,369,281	27,419,559
資本金	5,111,583	5,111,583
資本剰余金	3,894,910	3,850,779
利益剰余金	19,181,307	18,900,629
自己株式	△ 818,520	△ 443,433
その他の包括利益累計額	8,684,749	10,119,665
その他有価証券評価差額金	3,547,540	4,628,464
土地再評価差額金	5,312,368	5,312,368
為替換算調整勘定	△ 147,543	△ 42,293
退職給付に係る調整累計額	△ 27,616	221,127
非支配株主持分	2,618,762	1,844,839
純資産合計	38,672,793	39,384,064
負債・純資産合計	75,003,395	74,825,217

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	47,376,648	48,877,051
売上原価	39,580,268	40,327,401
売上総利益	7,796,380	8,549,650
販売費及び一般管理費	6,568,327	5,803,260
営業利益	1,228,052	2,746,389
営業外収益	578,694	605,597
受取利息	8,218	14,829
受取配当金	200,134	193,074
持分法による投資利益	218,485	274,773
その他	151,855	122,920
営業外費用	251,238	169,649
支払利息	54,730	50,805
アレンジメントフィー	96,100	—
工場休止費用	32,793	—
その他	67,615	118,843
経常利益	1,555,508	3,182,338
特別利益	610,578	15,222
固定資産売却益	12,825	2,227
投資有価証券売却益	164,036	12,995
段階取得に係る差益	433,716	—
特別損失	455,764	74,610
固定資産除却損	8,460	19,698
生産拠点再構築費用	—	54,912
投資有価証券評価損	117,949	—
減損損失	329,354	—
税金等調整前当期純利益	1,710,322	3,122,950
法人税、住民税及び事業税	633,725	976,962
法人税等調整額	121,241	101,363
当期純利益	955,355	2,044,623
非支配株主に帰属する当期純利益	79,019	173,783
親会社株主に帰属する当期純利益	876,336	1,870,839

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,111,583	3,850,779	18,900,629	△443,433	27,419,559
会計方針の変更による累積的影響額			25,294		25,294
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,111,583	3,850,779	18,925,924	△443,433	27,444,853
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注2)			△620,952		△620,952
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		44,131			44,131
親会社株主に帰属する当期純利益			876,336		876,336
自己株式の取得				△403,069	△403,069
自己株式の処分				27,982	27,982
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	44,131	255,383	△375,087	△75,572
当期末残高	5,111,583	3,894,910	19,181,307	△818,520	27,369,281

項目	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,628,464	5,312,368	△42,293	221,127	10,119,665	1,844,839	39,384,064
会計方針の変更による累積的影響額							25,294
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,628,464	5,312,368	△42,293	221,127	10,119,665	1,844,839	39,409,359
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当(注2)							△620,952
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							44,131
親会社株主に帰属する当期純利益							876,336
自己株式の取得							△403,069
自己株式の処分							27,982
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,080,923	－	△105,250	△248,743	△1,434,916	773,923	△660,993
連結会計年度中の変動額合計	△1,080,923	－	△105,250	△248,743	△1,434,916	773,923	△736,566
当期末残高	3,547,540	5,312,368	△147,543	△27,616	8,684,749	2,618,762	38,672,793

(注) 1. 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 2021年6月4日および2021年11月12日の取締役会決議に基づく剰余金の配当であります。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期 (2022年3月31日現在)	前期(ご参考) (2021年3月31日現在)
■ 資産の部		
流動資産	21,192,909	24,426,952
現金及び預金	2,507,085	4,021,353
受取手形	1,778,938	2,332,473
電子記録債権	1,638,642	2,385,331
売掛金	6,818,285	7,761,320
契約資産	729,992	-
商品	4,158,162	3,887,060
貯蔵品	7,376	4,098
未成工事支出金	245,892	731,691
前払費用	76,678	79,628
未収入金	1,363,601	1,630,392
短期貸付金	1,696,711	1,551,147
その他	201,823	74,576
貸倒引当金	△ 30,280	△ 32,122
固定資産	37,143,320	34,300,127
有形固定資産	18,616,044	19,159,899
建物	2,908,808	3,036,704
構築物	1,018,981	940,937
機械及び装置	1,821,395	2,155,771
車両運搬具	20,037	32,740
工具、器具及び備品	492,165	452,149
土地	11,983,780	11,961,502
リース資産	290,868	334,335
建設仮勘定	80,006	245,756
無形固定資産	282,806	233,275
投資その他の資産	18,244,469	14,906,952
投資有価証券	7,242,963	8,913,876
関係会社株式	6,952,969	2,923,550
関係会社長期貸付金	2,751,194	2,715,801
破産更生債権等	762,235	106,304
前払年金費用	1,942,741	1,791,569
長期差入保証金	164,647	170,503
その他	424,330	125,473
関係会社投資損失引当金	△ 32,611	△ 32,611
貸倒引当金	△ 1,964,003	△ 1,807,516
資産合計	58,336,230	58,727,079

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

科目	当期 (2022年3月31日現在)	前期(ご参考) (2021年3月31日現在)
■ 負債の部		
流動負債	21,285,195	22,771,436
支払手形	735,137	820,287
電子記録債務	7,164,352	7,050,234
買掛金	2,674,620	2,762,753
短期借入金	7,699,698	8,056,372
リース債務	78,726	84,459
未払金	1,632,244	1,375,910
未払費用	209,931	303,446
未払法人税等	31,640	708,024
未払消費税等	210,920	483,255
預り金	26,405	27,191
従業員預り金	383,656	357,904
賞与引当金	215,407	227,226
役員賞与引当金	46,735	66,648
工事損失引当金	118,630	119,590
その他	57,089	328,131
固定負債	10,898,756	8,441,378
長期借入金	6,316,784	3,382,500
リース債務	191,069	271,576
繰延税金負債	1,760,606	2,132,894
再評価に係る繰延税金負債	2,410,926	2,410,926
その他	219,370	243,482
負債合計	32,183,951	31,212,815
■ 純資産の部		
株主資本	17,295,948	17,586,751
資本金	5,111,583	5,111,583
資本剰余金	3,495,934	3,495,934
資本準備金	2,911,477	2,911,477
その他資本剰余金	584,457	584,457
利益剰余金	9,363,072	9,338,482
利益準備金	220,614	220,614
その他利益剰余金	9,142,458	9,117,868
固定資産圧縮積立金	256,765	257,955
別途積立金	4,800,000	4,800,000
繰越利益剰余金	4,085,692	4,059,912
自己株式	△ 674,641	△ 359,249
評価・換算差額等	8,856,329	9,927,512
その他有価証券評価差額金	3,543,961	4,615,144
土地再評価差額金	5,312,368	5,312,368
純資産合計	26,152,278	27,514,264
負債・純資産合計	58,336,230	58,727,079

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	32,734,256	38,940,562
売上原価	27,427,627	32,560,629
売上総利益	5,306,628	6,379,932
販売費及び一般管理費	4,112,868	4,090,234
営業利益	1,193,760	2,289,698
営業外収益	1,454,016	1,278,249
受取利息及び配当金	318,092	302,398
賃貸料収入	1,078,443	938,821
その他	57,480	37,029
営業外費用	1,585,710	1,326,670
支払利息	53,240	48,730
貸倒引当金繰入額	156,366	58,143
租税公課	155,125	152,396
減価償却費	1,085,849	978,559
その他	135,129	88,840
経常利益	1,062,065	2,241,277
特別利益	164,036	890
固定資産売却益	—	890
投資有価証券売却益	164,036	—
特別損失	186,016	18,663
固定資産除却損	3,633	16,956
生産拠点再構築費用	—	1,706
投資有価証券評価損	117,949	—
関係会社株式評価損	37,692	—
減損損失	26,741	—
税引前当期純利益	1,040,085	2,223,504
法人税、住民税及び事業税	333,406	710,748
法人税等調整額	84,237	17,189
当期純利益	622,441	1,495,566

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	5,111,583	2,911,477	584,457	3,495,934	220,614	257,955	4,800,000	4,059,912	9,338,482	△359,249	17,586,751
会計方針の変更による累積的影響額								25,391	25,391		25,391
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,111,583	2,911,477	584,457	3,495,934	220,614	257,955	4,800,000	4,085,304	9,363,874	△359,249	17,612,143
事業年度中の変動額											
剰余金の配当(注2)								△623,242	△623,242		△623,242
圧縮積立金の取崩し						△1,189		1,189	-		-
当期純利益								622,441	622,441		622,441
自己株式の取得										△343,375	△343,375
自己株式の処分										27,982	27,982
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△1,189	-	387	△801	△315,392	△316,194
当期末残高	5,111,583	2,911,477	584,457	3,495,934	220,614	256,765	4,800,000	4,085,692	9,363,072	△674,641	17,295,948

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,615,144	5,312,368	9,927,512	27,514,264
会計方針の変更による累積的影響額				25,391
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,615,144	5,312,368	9,927,512	27,539,656
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注2)				△623,242
圧縮積立金の取崩し				-
当期純利益				622,441
自己株式の取得				△343,375
自己株式の処分				27,982
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,071,183	-	△1,071,183	△1,071,183
事業年度中の変動額合計	△1,071,183	-	△1,071,183	△1,387,377
当期末残高	3,543,961	5,312,368	8,856,329	26,152,278

- (注) 1. 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 2021年6月4日および2021年11月12日の取締役会決議に基づく剰余金の配当であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月29日

日本コンクリート工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 光 康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 草 野 耕 司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本コンクリート工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本コンクリート工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月29日

日本コンクリート工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 光 康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 草 野 耕 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本コンクリート工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

日本コンクリート工業株式会社
監査役会

常任監査役（常勤）	井上敏克 ㊞
社外監査役	安藤まこと ㊞
社外監査役	西村俊英 ㊞

以上

(ご参考)

■ トピックス

「サステナビリティ基本方針」を2021年12月27日に策定いたしました。

当社グループは「コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献する」を経営理念としており、主たる事業はコンクリート二次製品の製造販売および施工であります。この製品群はインフラ整備に活用され、社会生活基盤を長期間にわたり支える役割を果たしておりますが、今後は更に、持続可能な社会への貢献として、より高い視点から、より長期的な観点での活動が求められております。また、世界各国が一体となり地球温暖化等への対応を進めることが求められており、環境問題にとどまらず、持続可能な社会を構築していくために、企業においてもその取り組みが重要な経営課題となっております。

あらゆるステークホルダーの皆様を尊重し、人権の尊重に努め、自ら変革の歩みを止めず成長することで、持続可能な社会構築に貢献したいとの思いを込めた基本方針としておりますので、当社グループの取り組みについてご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

サステナビリティ基本方針

日コングループは、「コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献する」という経営理念に基づき、お客様、取引先、株主・投資家、従業員、地域社会などのあらゆるステークホルダーを尊重し、変革の歩みを止めず成長していくことで、持続可能な地球環境や未来社会の構築に積極的に貢献します。

1. 地球環境への貢献

企業活動が自然環境に与える影響の重要性を認識し、事業活動を通じて環境負荷の低減と循環型社会の構築に取り組み、より良い地球環境の実現に貢献します。

2. 安心・安全な社会への貢献

事業や技術を常に革新し、お客様に満足していただける価値ある製品・サービスを提供することで、社会生活基盤を支え、安心・安全で持続可能な社会の実現に貢献します。

3. 新たな価値を創造する組織形成と人づくり

従業員の成長無くしては、持続的な社会構築への貢献は不可能です。私たちは、多様な価値観を尊重し、健康的で働きがいのある職場環境づくりに努めるとともに、従業員が創造性を発揮できる組織づくりと人事・教育制度を整備することで、自ら変革と成長に取り組む人づくりを推進します。

4. 社会からの信頼の確立

企業活動を取り巻くあらゆる法令を遵守することはもとより、一人一人が自らを律し、企業倫理を含めたコンプライアンスへの意識を徹底するとともに、責任ある企業として人権を尊重し、適時・適切な情報開示を通じて、社会から高い信頼を得る経営を実践します。

会社情報／株式情報 (2022年3月31日現在)

■ 会社概要

商号	日本コンクリート工業株式会社 (NIPPON CONCRETE INDUSTRIES CO., LTD.)
設立	1948年(昭和23年)8月5日
資本金	5,111,583千円
従業員数	1,428名(単独356名)

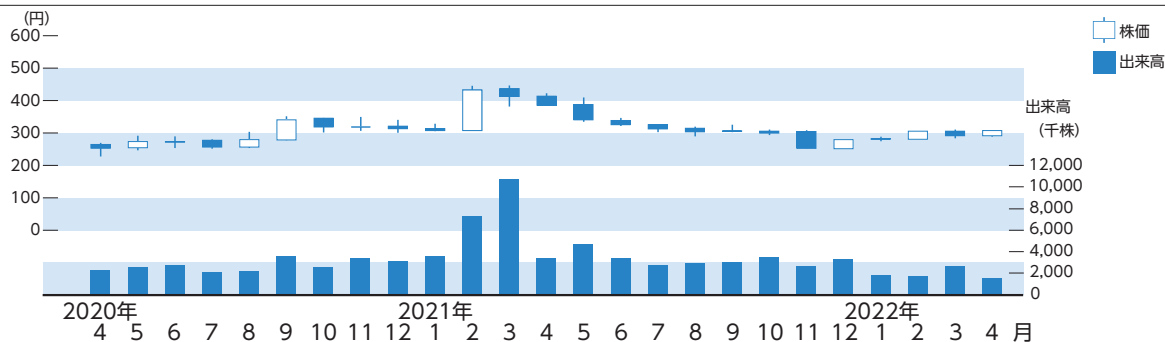
■ 主な営業所

本社	東京都港区芝浦四丁目6番14号(NC芝浦ビル)
名古屋支店	名古屋市中村区
大阪支店	大阪市西区
広島支店	広島市中区
四国支店	香川県高松市
九州支店	福岡市博多区

■ 役員

代表取締役会長執行役員	網谷 勝彦	常任監査役	井上 敏克	執行役員	吉成 壽男
代表取締役社長執行役員	塚本 博博	監査役(社外)	安藤 まこと	執行役員	大野 豊
取締役専務執行役員	内藤 義博	監査役(社外)	西村 俊英	執行役員	斉藤 彰宏
取締役常務執行役員	今井 昭一			執行役員	伊藤 浩彦
取締役執行役員	小寺 満	常務執行役員	今井 康友	執行役員	梶田 宜彦
取締役(社外)	八木 功	執行役員	増田 知行	執行役員	角 柄明
取締役(社外)	間塚 道義	執行役員	山本 博正		
取締役(社外)	石 寄 信 憲	執行役員	廣 沢 明		

■ 株価／出来高の推移



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会の基準日	毎年3月31日
剰余金配当の基準日	毎年3月31日 (中間配当を行う場合は9月30日)
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
各種お問い合わせ先	〒168-0063
郵便物送付先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
公告方法	電子公告 公告掲載URL (https://www.ncic.co.jp/) ただし、やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載いたします。
単元株式数	100株

お知らせ

■住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

特別口座に関する振替請求、単元未満株式の買取請求・買増請求、配当金の受領方法の指定、住所等の変更の各お申出については、上記三井住友信託銀行株式会社のフリーダイヤル（受付時間 平日9：00～17：00）で受け付けております。

■未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区芝浦四丁目6番14号 (NC芝浦ビル)
当社1階会議室
電話 (03) 3452-1021 (代表)



(交通のご案内)

JR田町駅芝浦口(東口)より	徒歩約13分
都営浅草線泉岳寺駅A4出口(三田・芝浦改札方面)より	徒歩約7分
JR高輪ゲートウェイ駅より	徒歩約13分

(お願い)

- ・ 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・ 会場建物の内外は禁煙となっておりますので、ご承知くださいますようお願い申し上げます。



日本コンクリート工業株式会社



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。